

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三百四十六の二の項中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、「の認定」の下に「又は同条第六項若しくは第七項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定」を加え、「住宅を新築しようとする場合」を「住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の場合」に、「住宅を増築し、又は改築しようとする場合」を「住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の場合」に改め、同表三百四十六の四の項中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、「の認定」の下に「又は同法第八条第二項において準用する同法第五条第六項若しくは第七項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定」を加え、「住宅を新築しようとする場合」を「住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の場合」に、「住宅を増築し、又は改築しようとする場合」を「住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の場合」に、「第二号等変更の場合 九千円」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第二号、第五号、第六号又は第七号に係る変更（以下「第七号等変更」という。）の場合 九千円」に、「第二号等変更の場合 一万千円」を「第七号等変更の場合 一

二万千円と 次に掲げる 額を合算し た額	ア 第一号 変更の場 合（長期
二万千円と 次に掲げる 額を合算し た額	ア 第一号 変更の場 合（長期

万千円」に、

使用構造 等確認計 画である 場合を除 く。）	十三万六 千円	イ 第二号 等変更の 場合 一	万六千円	ウ 第三号 変更の場 合 二千 円
-------------------------------------	------------	-----------------------	------	----------------------------

を

使用構造 等確認計 画である 場合を除 く。）	十三万六 千円	イ 第七号 等変更の 場合 一	万六千円	ウ 第三号 変更の場 合 二千 円
-------------------------------------	------------	-----------------------	------	----------------------------

に、「第二号等変更の場合 二

万四千円」を「第七号等変更の場合 二万四千円」に、「第二号等変更の場合 四万七千円」を「第七号等変更の場合 四万七千円」に、「第二号等変更の場合 六万三千円」を「第七号等変更の場合 六万三千円」に、「第二号等変更の場合 七万八千円」を「第七号等変更の場合 七万八千円」に、「第二号等変更の場合 七万八千円」を「第七号等変更の場合 七万八千円」に、「第二号等変更の場合 十四万千円」を「第七号等変更の場合 十四万千円」に、「第二号等変更の場合 十四万千円」を「第七号等変更の場合 十四万千円」に、「第二号等変更の場合 十八万八千円」を「第七号等変更の場合 十八万八千円」に、「第二号等変更の場合 十八万八千円」を「第七号等変更の場合 十八万八千円」に、「第二号等変更の場合 二十三万五千円」を「第七号等変更の場合 二十三万五千円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。